



PwCベトナムニュースブリーフ

関税法案の 重要な変更点

2026年4月





ご一読ください

現行関税法を改正する法案が、意見やコメント募集のために公開されました。この改正案は、法的枠組みの改善、国家管理の強化、ならびに輸出入活動のさらなる円滑化を目的とします。

改正案で提案されている 主な変更点



01

「輸出生産」の定義を新設

改正案では初めて、「輸出生産」の正式な定義が示されました。
この用語には、原材料、消耗品、または国内外由来の部品を使用して、
輸出向け商品を生産するための加工、製造、または輸出加工活動が含まれます。

02

電子商取引プラットフォームを通じた貨物の輸出入に関する新たな規制

改正案では、電子商取引プラットフォームで取引される貨物に対する税関
検査および監督について、追加的な規則を提案しています。

これには、通関手続きに関する要件、データ提供義務、ならびに関係当
事者の本人確認に関する義務が含まれます。

03

申告修正が可能となるケースの拡大

現行規制で義務付けられている税関申告の取り消しと再提出の代わりに、
草案では、輸出入許可、専門検査（製品品質、衛生、文化）、動植物検
疫、食品安全要件に関する事項について、企業が申告を修正することを
認めています。

04

税関申告審査における自動化システムの活用拡大

電子通関データ処理システムは、申告内容を受領した後、自動的に税関書
類やその他の関連情報源のデータと照合します。

これは、正確性、透明性、処理効率の向上を目的としています。

05

通関後監査の期間延長

改正案では、通関後監査の最長期間を、現行の10営業日から20暦日に延
長することが提案されています。

また、延長期間についても、現在の状況における監査範囲やデータ量を
反映するよう調整されます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn